

大阪広域水道企業団聴聞等の手続に関する規則の一部を改正する規則のあらまし

- 1 藤井寺市、大阪狭山市、熊取町及び河南町との水道事業の統合に伴い、大阪広域水道企業団聴聞等の手続に関する規則に基づく手続及び様式の使用について経過措置を定めます。
- 2 この規則は、令和3年4月1日から施行します。